

- 1 都市計画の種類
水俣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(水俣都市計画区域マスタープラン)
- 2 開催日時
平成15年9月30日(火曜日)午後7時から午後9時まで
- 3 開催場所
もやい館3階 もやいホール
- 4 対象市町
水俣市
- 5 公述の申出について
水俣都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書(別記様式)に記入のうえ、来る9月25日までに、熊本県芦北地域振興局土木部企画調査景観課(芦北町芦北2670)に提出しなければならない。
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は公述できない。また、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。この場合、その旨を本人に通知する。
公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 6 傍聴について
傍聴希望者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付のうえ、会場に入ることができる。
入場は受付順とし、100人程度入場できる。
なお、会場には駐車場がないので、公共交通機関を利用のこと。
- 7 開催の中止について
前記5の公述の申出がない場合には、開催を中止する。
- 8 関係図書の縦覧期間
平成15年8月6日から平成15年9月30日まで
(土曜日、日曜日及び祝祭日の閉庁日を除く)
- 9 関係図書の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
熊本県芦北地域振興局土木部企画調査景観課
水俣市産業建設部都市政策課都市計画係
- 10 公聴会に関する問い合わせ先
熊本県土木部都市計画課
熊本県芦北地域振興局土木部企画調査景観課
(電話 0966-82-3111 内線 515)

別記様式

公述申出書

私は、来る9月30日に開催される水俣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(水俣都市計画区域マスタープラン)に関する公聴会で下記の趣旨の公述をしたいので申し出ます。

平成15年 月 日

熊本県知事 潮谷 義子 様

公述申出人 住所 (郵便番号)
氏名 印 (電話番号)
年齢
職業

意見の要旨及びその理由(別紙)

(注意)

- 1 公述申出書は、A4版(タテ約29.5cm×横約21cm)とし横書きとすること。
- 2 意見の要旨及びその理由は、A4版400字詰原稿用紙等1枚に簡潔に記載のこと。

熊本県公告第554号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成15年8月6日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 申請年月日
平成15年4月30日
- 2 名称
特定非営利活動法人まちづくり あら'モ